

# 平成27年度会計

定期監査の結果に関する報告  
組織及び運営の合理化に資するための意見

平成28年10月

島根県監査委員



監 第 8 1 号

平成28年10月18日

島根県議会議長  
島根県知事  
島根県教育委員会教育長  
島根県公安委員会委員長  
島根県人事委員会委員長  
島根県労働委員会会長

} 様

島根県監査委員 角 智子

島根県監査委員 中島 謙二

島根県監査委員 錦 織 厚 雄

島根県監査委員 後 藤 勇

平成27年度会計に係る定期監査の結果に関する報告及び意見について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき平成27年度会計に係る定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので別添のとおり提出します。

また、同条第10項の規定により組織及び運営の合理化に資するための意見を報告に添えて提出します。

なお、指摘事項及び意見に対する措置については速やかに対応され、同条第12項の規定による措置状況の通知については、平成29年9月末日までに行ってください。



# 目 次

## 定期監査の結果に関する報告

第1	監査の概要	1
1	監査の対象事務	1
2	監査実施機関及び方法	1
3	監査実施期日	1
第2	監査の結果	2
1	監査結果	2
(1)	総括	2
(2)	重点的監査事項	2
(3)	指摘・指示事項	2
(4)	公表	3
2	指摘事項	4
(1)	予算関係事務	4
(2)	収入関係事務	4
(3)	支出関係事務	4
3	指示事項の主なもの	6
(1)	収入関係事務	6
(2)	支出関係事務	6
(3)	財産関係事務	6
別紙1	平成27年度会計監査実施機関及び実施期日（本庁等）	7
別紙2	〃（地方機関：実地監査）	8
別紙3	〃（地方機関：書面監査）	9

## 意見

第1	本年度の意見	10
1	定期監査の結果に関する意見	10
(1)	源泉所得税及び復興特別所得税の納付について	10
(2)	予定価格の積算について	10
(3)	物品購入時に店舗等において提示するカード類の管理について	11
(4)	会計事務の適正化について	11
2	組織及び運営の合理化に資するための意見	13
(1)	財務会計システムの適正かつ円滑な運用について	13
(2)	専門職の確保と人材育成について	13
(3)	内部統制機能の充実について	13
第2	昨年度の意見に対する措置状況の評価	15

## 定期監査の結果に関する報告

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象事務

平成27年度の一般会計、特別会計及び企業会計に係る定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき財務に関する事務の執行が公正かつ効率的に行われているか否か、経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的であるか否かについて実施した。

なお、実施に当たっては、重点的監査事項として、現金収入事務が適正に執行されているかどうかを留意した。

#### 2 監査実施機関及び方法

監査対象機関224機関全てについて監査を実施した。

本庁等は、対象機関82機関の全てについて実地監査<sup>\*1</sup>を行った。また、地方機関は、対象機関142機関のうち86機関について実地監査を、残り56機関について書面監査<sup>\*2</sup>を行った。

##### ※1 実地監査

各機関から提出された監査資料等をもとに、各機関へ出向いて事務処理の状況を調査し、各機関の長からの事情聴取を行う監査

##### ※2 書面監査

各機関から提出された監査資料等をもとに、書面により事務処理の状況を調査し、必要に応じて電話等で各機関からの事情聴取を行う監査

(単位：機関)

区分	監査対象機関数	監査実施機関数	実地監査	書面監査
本庁等	82	82	82	—
地方機関	142	142	86	56
計	224	224	168	56

#### 3 監査実施期日

本庁等 平成28年7月12日から8月23日まで (別紙1のとおり)

地方機関 平成28年1月15日から2月25日まで及び

平成28年6月20日から7月21日まで (別紙2及び3のとおり)

## 第2 監査の結果

### 1 監査結果

#### (1) 総括

監査実施機関の財務事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、重点的監査事項に係る結果及び是正、改善等を要するものとして指摘、指示した事項等については次のとおりである。

#### (2) 重点的監査事項

現金収入事務は、違法行為、不正、ミス等のリスクを常に伴っており、取扱いを誤ると重大な問題を引き起こす可能性があるため、細心の注意を払って事務を執行する必要がある。

そこで、今回の定期監査では、現金の収受、領収証書の発行、現金の管理及び払込みの各場面において、事務処理体制や事務処理手順が整備されているか、それらの体制や手順が有効に機能しているか等のリスク管理の観点から、現金収入事務の執行状況に留意して監査を行った。

その結果、現金収入事務はおおむね適正に執行されていると認められた。

#### (3) 指摘・指示事項

指摘事項<sup>\*3</sup>は、予算、収入及び支出に関するものが5件であった。

指示事項<sup>\*4</sup>は、収入、支出、契約及び財産に関するものが125件であった。

(単位：件)

区 分	予算関係	収入関係	支出関係	契約関係	工事関係	財産関係	合 計
指摘事項	1	1	3	0	0	0	5
指示事項	0	41	26	17	0	41	125
合 計	1	42	29	17	0	41	130



#### (4) 公表

指摘事項については、該当する機関に対し文書で通知するとともに、県報に登載し、指示事項については、該当する機関に対し文書で通知する。

なお、指摘、指示事項に該当する機関にあつては、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

##### ※3 指摘事項

定期監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの（違法又は不当な事項）
- (2) 県に損害を与えたもの（故意又は重大な過失が認められるもの）
- (3) 機関の意思決定がされていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

なお、上記基準にかかわらず、前回「指示」を行った事項で、是正又は改善等の努力が認め難い場合は、「指摘」とすることがある。

##### ※4 指示事項

指摘事項以外のもので、該当機関に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

なお、「指摘」に該当する場合であっても、改善努力等が特に認められるもの、その他相当の理由があるものについては、「指示」とすることがある。

## 2 指摘事項

### (1) 予算関係事務

下水処理過程で回収されるリン酸マグネシウムアンモニウム（MAP）の売払に当たり、平成27年12月3日搬出分が不良品であったため、県は買主に返品を求め、搬出と返品に係る運搬費を県が負担することとした。その際、運搬費相当額を県が買主に支払うべきだったにもかかわらず、未収であった前月売払分MAP代金と相殺していた。

（宍道湖流域下水道管理事務所）

### (2) 収入関係事務

肥育牛2頭に係る不用品売払収入について、収入調定の時期が3ヶ月以上遅れていた。

収入伺決裁日	平成27年12月16日
調定日	平成28年 3月31日
調定額	2,092,249円

（畜産技術センター）

### (3) 支出関係事務

ア 郵便後納料金について、支払期限後に支払ったため、延滞利息が発生していた。

対象元金	98,107円
支払期限	平成27年10月30日
支払日	平成27年11月 5日
延滞料金	194円

（環境生活総務課）

イ 設計業務委託料に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納付について、法定納期限後に支払ったため、延滞税及び不納付加算税が発生していた。

対象元金	332,846円
法定納期限	平成27年 2月10日
支払日	平成27年 4月14日
延滞税	1,500円
不納付加算税	16,500円

（雲南県土整備事務所）

ウ 非常勤職員の報酬に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納付について、法定納期限後に支払ったため、延滞税及び不納付加算税が発生していた。

対象元金	1,530,600円
法定納期限	平成27年 7月10日
支払日	平成27年 8月19日
延滞税	4,600円
不納付加算税	76,500円

(芸術文化センター)

### 3 指示事項の主なもの

#### (1) 収入関係事務

使用料等の収入手続について、調定時期が1ヶ月以上遅延したものがあつた。

#### (2) 支出関係事務

##### ① 支出手続

契約等の支出負担行為をしたときは、速やかに支出負担行為票を起票し、出納機関の確認を受けなければならないにもかかわらず、3ヶ月以上遅延したものがあつた。

##### ② 支出事務

資金前渡整理簿に記載されていないもの、記載内容が誤っているものがあつた。

#### (3) 財産関係事務

##### ① 財産事務

行政財産の使用許可台帳が作成されていないもの、記載内容が不備なものがあつた。

##### ② 物品事務

物品の管理に当たって作成すべき使用責任者記録簿が作成されていないものがあつた。

平成 27 年度会計監査実施機関及び実施期日  
(本庁等)

部 局	監査実施機関	監査実施期日	部 局	監査実施機関	監査実施期日	
政策企画局	政策企画監室	平成28年8月18日	商工労働部	商工政策課	平成28年8月16日	
	秘書課	平成28年8月17日		観光振興課	平成28年8月16日	
	広聴広報課	平成28年8月16日		しまねブランド推進課	平成28年8月18日	
	統計調査課	平成28年8月18日		産業振興課	平成28年8月16日	
総務部	総務課	平成28年7月28日		企業立地課	平成28年8月4日	
	人事課	平成28年8月23日		中小企業課	平成28年8月16日	
	財政課	平成28年8月23日		雇用政策課	平成28年8月4日	
	税務課	平成28年7月28日		土木部	土木総務課	平成28年8月17日
	管財課	平成28年8月2日			技術管理課	平成28年8月4日
	営繕課	平成28年8月2日	用地対策課		平成28年8月2日	
	総務事務センター	平成28年8月3日	道路維持課		平成28年8月4日	
	防災部	消防総務課	平成28年8月18日		道路建設課	平成28年8月4日
防災危機管理課		平成28年8月18日	高速道路推進課		平成28年8月4日	
原子力安全対策課		平成28年8月4日	河川課		平成28年7月28日	
地域振興部	地域政策課	平成28年8月18日	斐伊川神戸川対策課		平成28年8月3日	
	しまね暮らし推進課	平成28年8月17日	港湾空港課		平成28年8月3日	
	市町村課	平成28年8月18日	砂防課		平成28年7月28日	
	情報政策課	平成28年8月17日	都市計画課		平成28年8月3日	
	交通対策課	平成28年8月16日	下水道推進課		平成28年8月4日	
環境生活部	環境生活総務課	平成28年8月18日	建築住宅課		平成28年8月4日	
	人権同和対策課	平成28年8月17日	出納局		平成28年8月17日	
	文化国際課	平成28年8月17日	企業局		平成28年7月13日	
	自然環境課	平成28年8月17日	病院局		平成28年7月12日	
	環境政策課	平成28年8月18日	議会事務局	平成28年8月16日		
	廃棄物対策課	平成28年8月17日	教育委員会	教育庁総務課	平成28年8月3日	
健康福祉部	健康福祉総務課	平成28年8月2日		教育施設課	平成28年7月28日	
	地域福祉課	平成28年8月4日		学校企画課	平成28年8月3日	
	医療政策課	平成28年8月2日		教育指導課	平成28年8月3日	
	健康推進課	平成28年8月3日		特別支援教育課	平成28年8月4日	
	高齢者福祉課	平成28年7月28日		保健体育課	平成28年8月16日	
	青少年家庭課	平成28年8月2日		社会教育課	平成28年8月2日	
	子ども・子育て支援課	平成28年8月2日		人権同和教育課	平成28年8月17日	
	障がい福祉課	平成28年8月2日		文化財課	平成28年8月2日	
	薬事衛生課	平成28年7月28日		福利課	平成28年8月3日	
	農林水産部	農林水産総務課	平成28年8月16日	公安委員会	警察本部	平成28年8月18日
農業経営課		平成28年8月3日	人事委員会事務局	平成28年8月18日		
農産園芸課		平成28年8月2日	監査委員事務局	平成28年8月18日		
畜産課		平成28年7月28日	労働委員会事務局	平成28年7月28日		
農村整備課		平成28年7月28日				
農地整備課		平成28年7月28日				
林業課		平成28年8月17日				
森林整備課		平成28年8月17日				
水産課		平成28年8月16日				
漁港漁場整備課		平成28年8月16日				
		計	82 機関			

(注) しまねブランド推進課は商工労働部に記載した。

平成27年度会計監査実施機関及び実施期日  
(地方機関：実地監査)

部 局	監査実施機関	監査実施期日	部 局	監査実施機関	監査実施期日
総務部	隠岐支庁県民局	平成28年6月20日		県央県土整備事務所	平成28年6月29日
	隠岐支庁農林局	平成28年6月21日		浜田県土整備事務所	平成28年7月6日
	隠岐支庁水産局	平成28年6月20日		益田県土整備事務所	平成28年6月28日
	隠岐支庁県土整備局	平成28年6月20日		浜田河川総合開発事務所	平成28年1月20日
	東部県民センター	平成28年7月6日		出雲空港管理事務所	平成28年6月28日
	東部県民センター 雲南事務所	平成28年1月21日		宍道湖流域下水道 管理事務所	平成28年7月6日
	西部県民センター	平成28年7月5日		浜田港湾振興センター	平成28年7月5日
	西部県民センター 県央事務所	平成28年2月3日			
	東京事務所	平成28年7月20日	企業局	東部事務所	平成28年7月13日
				西部事務所	平成28年7月13日
地域振興部	中山間地域研究センター	平成28年6月29日	病院局	中央病院	平成28年7月12日
環境生活部	美術館	平成28年1月28日			こころの医療センター
健康福祉部	松江保健所	平成28年1月26日	教育委員会	浜田教育事務所	平成28年1月21日
	出雲保健所	平成28年1月25日		島根県教育センター	平成28年2月4日
	浜田保健所	平成28年1月20日		東部社会教育研修センター	平成28年1月27日
	保健環境科学研究所	平成28年7月5日		青少年の家	平成28年1月27日
	中央児童相談所	平成28年7月5日		埋蔵文化財調査センター	平成28年6月22日
	出雲児童相談所	平成28年6月28日		安来高等学校	平成28年2月2日
	浜田児童相談所	平成28年7月5日		松江北高等学校	平成28年2月4日
	益田児童相談所	平成28年6月28日		松江南高等学校	平成28年2月2日
	わかたけ学園	平成28年6月21日		松江東高等学校	平成28年2月2日
	心と体の相談センター	平成28年1月26日		松江商業高等学校	平成28年2月4日
	食肉衛生検査所	平成28年1月27日		横田高等学校	平成28年1月28日
	農林水産部	東部農林振興センター		平成28年7月6日	飯南高等学校
東部農林振興センター 出雲家畜衛生部		平成28年1月25日	出雲高等学校	平成28年1月25日	
東部農林振興センター 雲南事務所		平成28年1月21日	出雲工業高等学校	平成28年1月27日	
西部農林振興センター		平成28年7月6日	大社高等学校	平成28年1月27日	
西部農林振興センター 江津家畜衛生部		平成28年2月2日	大田高等学校	平成28年2月3日	
西部農林振興センター 益田家畜衛生部		平成28年1月21日	島根中央高等学校	平成28年1月27日	
西部農林振興センター 県央事務所		平成28年1月27日	江津工業高等学校	平成28年2月2日	
西部農林振興センター 益田事務所		平成28年1月21日	浜田高等学校	平成28年1月21日	
農業技術センター		平成28年6月29日	浜田商業高等学校	平成28年1月20日	
農林大学校		平成28年6月29日	浜田水産高等学校	平成28年1月21日	
畜産技術センター		平成28年6月29日	益田高等学校	平成28年1月20日	
松江水産事務所		平成28年6月22日	吉賀高等学校	平成28年1月27日	
浜田水産事務所		平成28年7月6日	津和野高等学校	平成28年1月27日	
水産技術センター		平成28年7月5日	隠岐高等学校	平成28年2月3日	
商工労働部		大阪事務所	平成28年7月20日	隠岐水産高等学校	平成28年2月3日
		広島事務所	平成28年7月21日	益田養護学校	平成28年1月20日
		産業技術センター	平成28年7月5日	江津清和養護学校	平成28年2月2日
		東部高等技術校	平成28年1月27日		
土木部	松江県土整備事務所	平成28年6月22日	公安委員会	雲南警察署	平成28年2月2日
	雲南県土整備事務所	平成28年6月21日		津和野警察署	平成28年1月27日
	出雲県土整備事務所	平成28年6月28日		隠岐の島警察署	平成28年2月3日
				浦郷警察署	平成28年2月4日

計 86 機関

(注) 地方機関の実地監査は、組織の規模等により毎年、隔年又は3年に1回の間隔で実施



## 第1 本年度の意見

### 1 定期監査の結果に関する意見

#### (1) 源泉所得税及び復興特別所得税の納付について（各執行機関、出納局）

支出事務に関しては、支払の時期が遅延して延滞金等が発生する事例が毎年繰り返されているが、中でも、源泉所得税及び復興特別所得税（以下「源泉所得税等」という。）を法定納期限後に支払ったことによる延滞税及び不納付加算税の発生が、3年連続して見受けられた。

この支払遅延の原因は、報酬等の支払時に引き去られた源泉所得税等が総務事務センターの集中処理により納付されるものと担当職員が誤解していたことや、所属の他の職員も歳入歳出外現金の残高確認を行っておらず、未納付であることが情報共有されていなかったことなど、職員の認識不足や所属のチェック体制の不備にあると考えられる。

については、各執行機関においては、事務処理のチェックリストを作成し、毎月末に財務会計システムで歳入歳出外現金の残高を確認すること等により、源泉所得税等の納付漏れの防止に努められたい。

また、出納局にあっては、会計事務研修等において、源泉所得税等の納付の仕組みや事務処理方法の周知徹底を図られたい。

#### (2) 予定価格の積算について（各執行機関）

今回の監査で予定価格と契約金額が同額である契約について調査したところ、このうち約7割が一者随意契約（執行伺において唯一の見積書徴取先として指定した一者と締結した随意契約）であり、さらにこのうち約6割の契約では、業者の参考見積等の額がそのまま予定価格となっていた。

一者随意契約の場合、契約の目的となる物件や役務を提供できる業者が一者のみであるという特殊性から、当該業者の参考見積等の額をもって予定価格とすることは、やむを得ないと考えられる面もある。

一方、一者随意契約で業者参考見積等の額をもって予定価格とする場合は、予定価格及び契約金額の妥当性の検証が困難という問題がある。

については、各執行機関においては、契約の相手方となりうる業者が真に一者しかないのか改めて検証したり、一者随意契約で業者参考見積等を利用する場合であっても、可能な範囲で複数の業者から参考見積等を入手するなど、公平性、透明性、



競争性の確保に努められたい。

### (3) 物品購入時に店舗等において提示するカード類の管理について（出納局）

いくつかの所属では、山間地域に事務所があり物品を配達してもらえないとか、出かけた現場で緊急に物品調達が必要になるといった事情がある場合に、職員がホームセンター等の店舗に出向いて物品を受領し、代金は後日送付される請求書により支払うという方法をとっており、その際、その店舗が発行した所属を証明するカードを提示することとなっている。

カードを保有する所属では、職場内の鍵のかかる金庫等において保管されているが、その使用に当たっては、庶務担当者に口頭で了解を得ている所属や使用状況を把握できるカード管理票等を作成している所属など、様々であった。

このカードは、特定の店舗等において所属を証明するために提示されるカードであり、金銭的価値を有するプリペイドカード（パスピー、I C O C A等）やクレジット機能が付加されたE T Cカードとは性質が異なるが、カードを提示すれば商品を購入できることから、適切な管理により紛失や不正使用を防止する必要がある。

ついては、このようなカード類の使用実態を把握し、使用に当たっては、各所属において使用簿等を作成し、使用者の特定や使用目的等を明らかにするなど、適切な管理に向けた指導を行われたい。

### (4) 会計事務の適正化について（各執行機関、出納局）

昨年度の監査報告では、会計事務に関して、チェックリストや事務処理フローを作成したり、定期的な事務処理点検や職場内研修を実施するなど各所属で様々な創意工夫に努めている事例を紹介したが、現在、多数の所属において、こうした推奨事例を参考にしつつ会計事務の適正化に取り組まれている。

また、今回の監査において、収入調定に関し、依然として一定数の遅延は生じているものの、改善に向けた関係所属の努力も見られた。

一方で、従来から引き続いて、資金前渡整理簿、行政財産の使用許可台帳や物品の使用責任者記録簿の記載漏れなど、職員の認識不足や所属のチェック体制の不備に起因すると思われる不適正な事務処理が多数見受けられた。

特に、支払いの時期が遅延して延滞金等が発生する事例が毎年繰り返されており、不要な支出をしない観点からも対策の徹底が急務である。

ついては、各執行機関においては、他の所属での不適正な事務処理事例を自らにおいても発生しうるリスクとして再点検するなど、会計事務の適正な執行に一層努められたい。

また、出納局にあつては、引き続ききめ細かく各執行機関への支援に取り組ま  
たい。

## 2 組織及び運営の合理化に資するための意見

### (1) 財務会計システムの適正かつ円滑な運用について（出納局）

平成28年4月から新しい財務会計システムが稼働し、本庁は7月から、地方機関は10月から、一部の支出について電子審査が開始されたところであるが、初めての取り組みであることから、事務処理が適正かつ円滑に行われるよう各執行機関への支援等を十分に行われたい。

なお、今回の定期監査において、システムを利用する職員から処理に時間がかかることや、一度作成した執行伺いの修正ができないことなどについて改善を希望する声があった。

については、実務に携わる職員のニーズや疑問点を把握し、各種の情報提供や改善を行うなど、職員にとってより使いやすい、効率的な業務が行えるものとなるよう引き続き取り組まれない。

### (2) 専門職の確保と人材育成について（各執行機関、人事課）

専門職については、病院等の医師・看護師、保健所の薬剤師、それに保健所や農林振興センター等の獣医師など、様々な分野において確保が困難になっている。

また、児童相談所では、児童虐待など子どもを取り巻く深刻な問題も多く、社会が多様化する中でその対応も難しくなっており、児童家庭相談の専門的対応や相談窓口となる市町村への支援など、職員の専門性の向上が求められている。

児童相談所の専門職の配置については、心理職や児童福祉職の計画的な採用が行われているが、更に職員のスキルを高めるために、研修機関等での研修はもとより、経験を積んだ職員による職場内研修の充実が必要である。

また、県土整備事務所等では、職員の現場経験が少なくなっていることが課題となっているが、経験の豊富な職員が現場での仕事や相手とのやりとりを見せることは、スキルを習得させる上で大事なことである。

については、業務を適正かつ効果的に執行するためには、人材の確保と育成が大変重要であり、今後とも専門職の確保とその専門性の向上に一層努められたい。

### (3) 内部統制機能の充実について（各執行機関）

業務量の増大や業務の複雑化が進む中で、不適正な事務処理などの発生を防止するためには、内部統制機能の充実が有効である。

今回の監査において、この内部統制機能に関して、予防的監査として、各所属の取組状況や推進に当たっての考え方の確認を行うとともに、その普及啓発を実施した。

ほとんどの所属においては、不適正な収入・支出が行われる可能性や不適正な情報管理が行われる可能性があることなどを認識し、チェックリストやマニュアルの作成等の対策を講じるとともに、課内会議等で情報共有が図られているが、一部の所属においては、こうしたリスクは認識しているものの、それらの回避策や情報共有が不十分なところもあった。

ついては、各所属においては、業務上のリスクについて改めて話し合いをして情報共有を図るとともに、その回避策や対処法を具体的に検討した上で、できるところから取り組まれない。

また、既に取り組んでいるところについては、回避策や対処法の不断の見直しを行い、業務運営の適正さを引き続き確保されたい。

※ 内部統制機能とは

ここで言う内部統制機能とは、違法行為、不正、ミスなどが発生しないよう、法令や所定の基準、手続き等に基づいて、業務が健全かつ効率的に運営されるよう、組織自らが自律的に管理統制を行う機能のことをいう。

## 第2 昨年度の意見に対する措置状況の評価

- 1 次の事項については、効果的な改善措置が講じられたことを評価するものであり、一層の推進を期待したい。
  - (1) 庁舎等施設管理業務の一元化について
  - (2) 費用弁償の額の計算について
  
- 2 次の事項については、改善措置に向けて具体的に着手されているものであり、今後の状況を見守りたい。
  - (1) 道路占用使用料等の収入調定の遅延について
  - (2) 公有財産管理事務の適正化について
  - (3) 会計事務の適正化について
  - (4) 公務中の交通事故防止について
  
- 3 次の事項については、改善措置がまだ不十分であると認められるものであり、引き続き改善を進められたい。

該当なし

平成27年度会計  
定期監査の結果に関する報告  
組織及び運営の合理化に資するための意見

平成28年10月発行  
島根県監査委員

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地 県庁分庁舎

島根県監査委員事務局

TEL(0852)22-5443

FAX(0852)22-6212

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/kansaiinkai/>

メールアドレス [kansa@pref.shimane.lg.jp](mailto:kansa@pref.shimane.lg.jp)